

下水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○下水道法の一部を改正する法律（平成十七年六月二十二日法律第七十号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。